

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年12月21日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、異議申立人の子である〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）について、児童相談所が保有する文書全ての個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成24年 2月 3日、実施機関は、本件開示請求に対して、名古屋市子ども青少年局子育て支援部児童福祉センター中央児童相談所（以下「中央児童相談所」という。）が保有する児童記録（以下「本件児童記録」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第20条第 1項第 2号に該当
本件児童に関する情報については、開示請求者に開示することにより、本件児童の利益に反すると認められるため。
 - (2) 条例第20条第 1項第 3号に該当
開示請求者以外の者の個人情報については、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。
 - (3) 条例第20条第 1項第 7号に該当
担当者の評価及び判断が含まれる情報並びに関係機関とやりとりをした情報については、これを開示することにより、事業の性質上、事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - (4) 条例第20条第 1項第 9号に該当
児童虐待の防止等に関する法律（平成12年 5月24日法律第82号）第 7条により、児童相談所に漏えいが禁じられている「通告した者を特定させるもの」の情報が含まれているため。

3 同年 4月 9日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 平成25年 7月25日、異議申立人は、異議申立書の補正を行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件児童の発言部分を非開示とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 開示された部分において事実と異なる記録が多い。

(2) 本件児童に関する情報について異議申立人に開示することは、本件児童の利益に反するとは認められない。本件児童と接していくうえで、本件児童の気持ちを知る必要がある。

(3) 中央児童相談所の利益ばかりが優先されており、中央児童相談所の本件児童に対する見解及び対処並びにその理由が不明確なままになっているので、親権者としてそれを知る必要がある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件児童の発言部分については、条例第20条第 1項第 2号に規定する「未成年者又は成年被後見人の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、当該法定代理人に開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの」である。

2 また、本件児童の発言部分を開示することになれば、児童が自身の発言を差し控えるなど、児童と児童相談所職員の面接等が成り立たなくなり、ひいては、児童の安全確保という児童相談所業務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第20条第 1項第 7号に該当する。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件児童記録のうち本件児童の発言部分が、条例第20条第 1項第 2号又は第 7号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第12条第 1項に基づき、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1項の指定都市をいう。）及び児童相談所設置市（児童福祉法第59条の 4第 1項の児童相談所設置市をいう。）に設置される行政機関である。

児童相談所は、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づ

いて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務（以下これらを「相談援助活動」という。）を行っている。

なお、厚生労働省が定めている児童相談所運営指針によれば、児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われるため、常に子どもの最善の利益を考慮し、相談援助活動を展開していくことが必要であるとされている。

4 本件異議申立ての対象となる保有個人情報について

(1) 本件児童記録は、中央児童相談所が本件児童に対する相談援助活動を行うに当たり、本件児童に係る児童記録票、各種会議資料、経過一覧その他本件児童に関連した文書を一括してファイルに収録したものである。

このうち、異議申立人が開示を求めている保有個人情報は、本件児童の発言部分であり、本件児童記録のうち経過一覧の以下の部分（以下「本件発言内容」という。）であると認められる。

平成〇年〇月〇日及び同月〇日の記載 があるページ	記事欄の〇行目から〇行目まで
-----------------------------	----------------

(2) 実施機関は、本件発言内容について、条例第20条第1項第2号及び第7号に該当するとして非開示としている。

(3) なお、本件開示請求及び本件異議申立ては、未成年者である本件児童に代わって、本件児童の法定代理人である親権者が行ったものである。

5 非開示事由該当性

(1) 条例第20条第1項第2号該当性

当審議会は、まず、本件発言内容が、条例第20条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、未成年者又は成年被後見人の権利利益を保護するため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、未成年者又は成年被後見人本人と法定代理人との利益が相反する場合は非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第18条第2項の規定に基づく親権者の開示請求権は、あくまで子の利益を実現する手段として設けられているものである。

そして、親権者と子であっても、その人格がそれぞれ別個であることは当然であるから、子は、親権者に対する関係においてもプライバシーを保護される権利を有している。

ウ 当審議会の調査によると、本件発言内容には、本件児童が自身の私生活、家庭環境、身体の状態、健康等に関して中央児童相談所の職員に話した内容が記載されており、本件児童の内心に関する情報であることが認められる。

これらの情報は、秘匿性の高い内面的、身体的な状態を示すものであり、極めて機微にわたる私的な情報であると認められ、本件児童にとって親権者である異議申立人に対しても知られたくない情報であると認められる。

エ したがって、本件発言内容を異議申立人に開示することは、本件児童の利益に反すると認められる。

オ 以上のことから、本件発言内容は、条例第20条第 1項第 2号に該当すると認められる。

(2) 条例第20条第 1項第 7号該当性

実施機関は、本件発言内容が、条例第20条第 1項第 7号にも該当すると主張しているが、上記 (1) で判断したように、本件発言内容は非開示とすべきであると考えてるので、これについて重ねて判断する必要はない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 4月19日	諮問書の受理
4月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月31日	実施機関の弁明意見書を受理
6月 4日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
7月 5日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理

9月 5日 (第170回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月 7日 (第172回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成25年 7月25日	異議申立人が異議申立書を補正
9月20日 (第182回審議会)	調査審議
10月18日 (第183回審議会)	調査審議
10月25日	答申